

地方競馬全国協会 会報

第 227 号 平成 14 年 3 月

目 次

1. 競馬関係事項
 - (1) 地方競馬全国協会業務方法書の一部改正
 - (2) 地方競馬全国協会馬主及び馬の登録事務細則の一部改正
 - (3) 馬主および馬の登録数調べ
 - (4) 平成 13 年のきゅう舎関係者、競走馬等の年間表彰
2. 畜産関係事項
 - (1) 畜産振興補助事業補助金の交付状況について
 - (2) 平成 12 年度畜産振興補助事業の確定状況
3. できごと

1. 競馬関係事項

(1) 地方競馬全国協会業務方法書の一部改正

地方競馬全国協会業務方法書（昭和37年8月31日農林大臣認可）の一部を別紙「新旧対照表」のとおり改正する。

附 則

この業務方法書の変更は、農林水産大臣の認可のあった日（平成14年2月4日）から施行する。

（注）新旧対照表については、読みやすくするため組み直したものを収録した。

（別紙）

新 旧 対 照 表

（原文縦書）

新	旧
<p>第2章 馬主及び馬の登録</p> <p>第1節 馬主の登録 （登録事項）</p> <p>第3条 <u>個人である馬主</u>の登録は、次に掲げる事項を馬主登録簿に記載して行う。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>2 <u>法人である馬主</u>の登録は、次に掲げる事項を馬主登録簿に記載して行う。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 代表者（競馬に関する馬主としてのすべての事務につきその法人を代表する1人の者（役員に限る。）をいう。<u>以下法人の代表者について同じ。</u>）の氏名、生年月日及び住所</p> <p>四 （略）</p> <p>[新設]</p> <p>3 <u>法人格なき組合（以下「組合」という。）である馬主</u>の登録は、次に掲げる事項を馬主登録簿に記載して行う。</p> <p>一 名称</p> <p>二 事務所の住所</p> <p>三 <u>組合員の氏名、生年月日及び住所</u></p>	<p>第2章 馬主及び馬の登録</p> <p>第1節 馬主の登録 （登録事項）</p> <p>第3条 <u>馬主（法人たる馬主を除く。）</u>の登録は、次に掲げる事項を馬主登録簿に記載して行う。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>2 <u>法人たる馬主</u>の登録は、次に掲げる事項を馬主登録簿に記載して行う。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 代表者（競馬に関する馬主としてのすべての事務につきその法人を代表する1人の者（役員に限る。）をいう。<u>以下同じ。</u>）の氏名、生年月日及び住所</p> <p>四 （略）</p>

四 代表者（競馬に関する馬主としてのすべての事務につきその組合を代表する1人の者（組合員に限る。）をいう。以下組合の代表者について同じ。）の氏名

五 登録番号及び登録年月日

（登録の申請）

第4条 個人が馬主の登録（以下「馬主登録」という。）を受けようとするときは、協会が別に定める様式の馬主登録申請書に、次に掲げる書類及び写真を添え、協会が別に定めるところによりこれを協会に提出しなければならない。

一～五（略）

2（略）

[新設]

3 組合が馬主登録を受けようとするときは、協会が別に定める様式の馬主登録申請書に、次に掲げる書類及び代表者の写真を添え、協会が別に定めるところによりこれを協会に提出しなければならない。

一 地方競馬の競走に馬を出走させることを目的とする民法（明治29年法律第89号）第667条に規定する組合契約（協会が別に指定する事項を定めたものに限る。）に係る契約書の写し

二 その代表者が競馬に関する馬主としてのすべての事務につきその組合を代表する旨を証明する書類

三 その組合員が成年被後見人及び被保佐人として登記されていないことの証明書並びに本籍地の市区町村長が発行する身分証明書（その組合員が外国人である場合には、次条第1項第1号に該当しない旨を記載して記名押印し、又は署名した書類）

四 その組合員が次条第1項第2号及び第3号に該当しない旨を記載して、記名押印し、又は署名した書類

五 その組合員の戸籍謄本（その組合員

（登録の申請）

第4条 馬主の登録（以下「馬主登録」という。）を受けようとする者（法人を除く。）は、協会が別に定める様式の馬主登録申請書に、次に掲げる書類及び写真を添え、協会が別に定めるところによりこれを協会に提出しなければならない。

一～五（略）

2（略）

3 協会は、前2項の規定による申請があつた場合において必要があると認めるときは、登録を受けようとする者（法人にあっては、その役員）の出頭を求め、又は前2項各号に掲げる書類のほか必要があると認める書類の提出を求めることがある。

<p><u>が外国人である場合には、第1項第3号に規定する登録原票の写し)</u></p> <p><u>六 その組合員の印鑑証明書</u></p> <p><u>七 その組合員に係る世帯全員の住民票の写し又は第1項第4号の2に規定する登録原票記載事項証明書</u></p> <p><u>八 その組合員の経歴の概要を記載した書類</u></p> <p>4 協会は、<u>前3項の規定による申請があつた場合において必要があると認めるときは、登録を受けようとする者(法人にあつては<u>その役員、組合にあつてはその組合員)</u>の出頭を求め、又は<u>前3項各号に掲げる書類のほか必要があると認める書類の提出を求め</u>ることがある。</u></p> <p>5 協会は、<u>第1項から第3項までの規定による申請があつた場合</u>は、当該申請者の登録について、その関係する主催者(地方競馬を行つている地方公共団体をいう。以下同じ。)の意見を求めるものとする。</p> <p>6 協会は、<u>第1項から第3項までの規定による申請があつた場合</u>において必要があると認めるときは、当該申請者の登録について、地方競馬に関する馬主の組織する団体の意見を求めることがある。</p> <p>(登録の拒否等)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>一~十一 (略)</p> <p>[新設]</p> <p><u>十二 組合で前条第3項第1号に規定する組合契約を締結していないもの</u></p> <p><u>十三 組合でその組合員のうちに法人又は第1号から第10号まで(第9号を除く。)のいずれかに該当する者のあるもの</u></p> <p>2 <u>前条第4項の場合</u>において、出頭せず、又は書類を提出しなかつたときは、出頭し、又は書類を提出するまでの間、登録を行わない。</p>	<p>4 協会は、<u>第1項及び第2項の規定による申請があつた場合</u>は、当該申請者の登録について、その関係する主催者(地方競馬を行つている地方公共団体をいう。以下同じ。)の意見を求めるものとする。</p> <p>5 協会は、<u>第1項又は第2項の規定による申請があつた場合</u>において必要があると認めるときは、当該申請者の登録について、地方競馬に関する馬主の組織する団体の意見を求めることがある。</p> <p>(登録の拒否等)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>一~十一 (略)</p> <p>2 <u>前条第3項の場合</u>において、出頭せず、又は書類を提出しなかつたときは、出頭し、又は書類を提出するまでの間、登録を行わない。</p>
---	---

(登録事項の変更等の届出)

第8条 馬主は、次の各号に掲げる事項に変更があつたときは、協会が別に定める様式の馬主登録事項等変更届書に、その事実を証明する書類、写真（法人又は組合である場合には、その代表者の写真。第9条において同じ。）及び馬主登録証を添え、遅滞なく、協会が別に定めるところによりこれを協会に提出しなければならない。

一 第3条第1項第1号又は第2号に掲げる事項

二 第3条第2項第1号から第3号までに掲げる事項

三 第3条第3項第1号から第4号までに掲げる事項

四 第4条第2項第1号又は第2号に掲げる書類に記載された事項

五 第4条第3項第1号に掲げる書類に記載された事項

2 法人である馬主は、役員に変更があつたときは、前項に規定する書類のほか、当該変更に係る役員につき第4条第2項第3号から第9号まで（当該変更に係る役員が代表者でない場合には、同項第4号から第6号まで並びに第8号及び第9号）に掲げる書類を、遅滞なく、協会が別に定めるところにより協会に提出しなければならない。

[新設]

3 組合である馬主は、組合員に変更があつたときは、第1項に掲げる書類のほか、当該変更に係る組合員につき第4条第3項第2号から第8号まで（当該変更に係る組合員が代表者でない場合には、同項第3号から第8号まで）に掲げる書類を、遅滞なく、協会が別に定めるところによ

(登録事項の変更等の届出)

第8条 馬主は、第3条第1項第1号、第2号若しくは同条第2項第1号から第3号までに掲げる事項又は第4条第2項第1号若しくは第2号に掲げる書類に記載された事項に変更があつたときは、協会が別に定める様式の馬主登録事項等変更届書に、その事実を証明する書類、写真（法人の場合には、その代表者の写真。第9条において同じ。）及び馬主登録証を添え、遅滞なく、協会が別に定めるところによりこれを協会に提出しなければならない。

2 法人たる馬主は、役員に変更があつたときは、前項に掲げる書類のほか、当該変更に係る役員につき第4条第2項第3号から第9号まで（当該変更に係る役員が代表者でない場合には、同項第4号から第6号まで並びに第8号及び第9号）に掲げる書類を、遅滞なく、協会が別に定めるところにより協会に提出しなければならない。

3 馬主（法人たる馬主にあつてはその役員）が、第5条第1項第1号から第3号までのいずれかの規定に該当することとなつたときは、当該馬主（法人たる馬主にあつてはその代表者）は、遅滞なく、その旨を書面で協会に届け出なければならない。

り協会に提出しなければならない。

4 馬主（法人である馬主にあつてはその役員、組合である馬主にあつてはその組合員）が、第5条第1項第1号から第3号までのいずれかの規定に該当することとなつたときは、当該馬主（法人又は組合にあつてはその代表者）は、遅滞なく、その旨を書面で協会に届け出なければならない。

5 協会は、前各項の届出に関して必要があると認めるときは、前各項に定める書類のほか必要があると認める書類の提出を求めることがある。

（登録証の再交付）

第9条 馬主は、馬主登録証を亡失し、又はき損したため馬主登録証の再交付を受けようとするときは、協会が別に定める様式の登録証再交付申請書に、印鑑証明書（申請者が法人である場合には、当該法人及びその代表者の印鑑証明書。申請者が組合である場合には、当該組合の代表者の印鑑証明書。以下同じ。）写真、再交付手数料1万円及び亡失の場合にあつてはその理由を記載した書類、き損の場合にあつてはその馬主登録証を添え、協会が別に定めるところによりこれを協会に提出しなければならない。

（登録の取消し）

第10条 協会は、馬主登録を受けている者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消す。

一 死亡したことが判明したとき（その者が法人又は組合である場合には解散したことが判明したとき。）。

二 （略）

三 第5条第1項第1号から第7号まで（第5号を除く。）又は第12号の規定

4 協会は、前3項の届出に関して必要があると認めるときは、前3項に定める書類のほか必要があると認める書類の提出を求めることがある。

（登録証の再交付）

第9条 馬主は、馬主登録証を亡失し、又はき損したため馬主登録証の再交付を受けようとするときは、協会が別に定める様式の登録証再交付申請書に、印鑑証明書（申請者が法人である場合には、当該法人及びその代表者の印鑑証明書。以下同じ。）写真、再交付手数料1万円及び亡失の場合にあつてはその理由を記載した書類、き損の場合にあつてはその馬主登録証を添え、協会が別に定めるところによりこれを協会に提出しなければならない。

（登録の取消し）

第10条 協会は、馬主登録を受けている者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消す。

一 死亡したことが判明したとき（その者が法人である場合には解散したことが判明したとき。）。

二 （略）

三 第5条第1項第1号から第4号まで又は第6号若しくは第7号の規定のいずれかに該当することとなつたとき。

のいずれかに該当することとなつたとき。

四 法人でその役員のうち第5条第1項第1号から第7号まで(第5号を除く。)の規定のいずれかに該当する者があることとなつたとき。

[新設]

五 組合でその組合員のうち法人又は第5条第1項第1号から第7号まで(第5号を除く。)の規定のいずれかに該当する者があることとなつたとき。

第10条の2 (略)

一~三 (略)

四 自己の所有しない馬(その者が組合である場合には、組合財産でない馬)につき自己の名義で馬の登録をし、又は出走申込みをし、若しくは出走させたとき。

五 自己の所有している馬(その者が組合である場合には、組合財産である馬)につき他人の名義で馬を登録をし、又は出走申込みをし、若しくは出走させたとき。

六・七 (略)

八 前条第3号から第5号まで及び前各号に定めるもののほか、競馬の公正を害するおそれがあると認めるに足りる相当な理由があることが判明したとき。

九 正当な理由がなく馬主登録を受けた日から1年以内に第15条の規定による登録を受けた馬(以下この号において「登録馬」という。)を所有しないとき又は登録馬を所有しなくなつてから1年以上経過したとき(その者が組合である場合には、正当な理由がなく馬主登録を受けた日から1年以内に登録

四 法人でその役員のうち第5条第1項第1号から第4号まで又は第6号若しくは第7号の規定のいずれかに該当する者があることとなつたとき。

第10条の2 (略)

一~三 (略)

四 自己の所有しない馬につき自己の名義で馬の登録をし、又は出走申込みをし、若しくは出走させたとき。

五 自己の所有している馬につき他人の名義で馬の登録をし、又は出走申込みをし、若しくは出走させたとき。

六・七 (略)

八 前条第3号及び第4号並びに前各号に定めるもののほか、競馬の公正を害するおそれがあると認めるに足りる相当な理由があることが判明したとき。

九 正当な理由がなく馬主登録を受けた日から1年以内に第15条の規定による登録を受けた馬を所有しないとき又は所有しなくなつてから1年以上経過したとき。

馬を組合財産としないとき又は登録馬を組合財産としなくなつてから1年以上経過したとき。)

十 法人であつてその役員のうち第5条第1項第5号、第8号又は第10号の規定のいずれかに該当する者があることとなつたとき。

[新設]

十一 組合であつてその組合員のうちに第5条第1項第5号、第8号又は第10号の規定のいずれかに該当する者があることとなつたとき。

(登録等の公告等)

第11条 協会は、馬主登録をしたときは、第3条第1項第1号(氏名に限る。)及び第3号、同条第2項第1号、第3号(代表者の氏名に限る。)及び第4号並びに同条第3項第1号、第3号(氏名に限る。)、第4号及び第5号に掲げる事項を公告する。

2・3 (略)

第2節 馬の登録

(登録事項)

第12条 馬の登録(以下「馬登録」という。)は、次に掲げる事項を馬登録簿に記載して行う。

一～三 (略)

四 馬主の氏名(法人又は組合にあつては、その名称及び代表者の氏名)

四の二・五 (略)

(登録の申請)

第13条 馬登録は、当該馬を所有している馬主(その者が組合である場合には、当該馬を組合財産としている組合)でなければ受けることができない。

2 (略)

十 法人であつてその役員のうち第5条第1項第5号、第8号又は第10号のいずれかに該当する者があることとなつたとき。

(登録等の公告等)

第11条 協会は、馬主登録をしたときは、第3条第1項第1号(氏名に限る。)及び第3号並びに同条第2項第1号、第3号(代表者の氏名に限る。)及び第4号に掲げる事項を公告する。

2・3 (略)

第2節 馬の登録

(登録事項)

第12条 馬の登録(以下「馬登録」という。)は、次に掲げる事項を馬登録簿に記載して行う。

一～三 (略)

四 馬主の氏名(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

四の二・五 (略)

(登録の申請)

第13条 馬登録は、当該馬を所有している馬主でなければ受けることができない。

2 (略)

3 登録を受けようとする者は、その登録を受けようとする馬について、協会が別に定める様式の馬登録申請書に、印鑑証明書(共有馬にあつては共有馬主全員のも

3 登録を受けようとする者は、その登録を受けようとする馬について、協会が別に定める様式の馬登録申請書に、印鑑証明書（共有馬にあつては共有馬主全員のもの）当該馬の所有（その者が組合である場合には、組合財産としていること）を証明する書類、馬の血統証明書及び登録料2千円を添え、協会が別に定めるところにより、これを協会に提出しなければならない。

4 （略）

5 協会は、登録するため必要があると認めるときは、第3項に掲げる書類のほか必要があると認める書類の提出を求め、又は登録を受けようとする者（法人又は組合にあつてはその代表者、共有馬主にあつては共有代表馬主）の出頭を求めることがある。

第十四条の二（略）

一～八（略）

〔新設〕

九 平地競走の馬にあつては、協会が別に指定する団体の行う血統の登録において、当該血統の登録に係る原簿に記載されている馬名と異なる馬名であるとき。

2（略）

第17条 登録を受けている馬につき、馬主の変更（共有馬にあつては、共有馬主若しくは共有代表馬主又は持分の変更。以下同じ。）があつたとき又は第12条第2号に掲げる事項に変更があつたときは、その馬を所有する馬主（その者が組合である場合には、当該馬を組合財産とする組合。第18の2において同じ。）は、協会が別に定める様式の馬登録事項変更届書に、その事実を証明する書類、印鑑証明書（馬主の変更があつたときに限るも

の）、当該馬の所有を証明する書類、馬の血統証明書及び登録料2千円を添え、協会が別に定めるところにより、これを協会に提出しなければならない。

4（略）

5 協会は、登録するため必要があると認めるときは、第3項に掲げる書類のほか必要があると認める書類の提出を求め、又は登録を受けようとする者（法人にあつてはその代表者、共有馬主にあつては共有代表馬主）の出頭を求めることがある。

第十四条の二（略）

一～八（略）

2（略）

第17条 登録を受けている馬につき、馬主の変更（共有馬にあつては、共有馬主若しくは共有代表馬主又は持分の変更。以下同じ。）があつたとき又は第12条第2号に掲げる事項に変更があつたときは、その馬を所有する馬主は、協会が別に定める様式の馬登録事項変更届書に、その事実を証明する書類、印鑑証明書（馬主の変更があつたときに限るものとし、共有馬にあつては、共有代表馬主及び当該変更に係る共有馬主のものに限るものとする。）及び馬登録証又は血統証明書を添え、遅滞なく、協会が別に定めるところによりこれを協会に提出しなければならない。

のとし、共有馬にあつては、共有代表馬主及び当該変更に係る共有馬主のものに限るものとする。)及び馬登録証又は血統証明書を添え、遅滞なく、協会が別に定めるところによりこれを協会に提出しなければならない。

2・3 (略)

(登録の取消し)

第18条 (略)

一 (略)

二 その所有者(その者が組合である場合には、当該馬を組合財産としている組合)から馬の血統証明書その他協会が必要と認める書類を添え、登録の抹消の申請があつたとき。

三・四 (略)

第18条の2 (略)

一 (略)

二 その馬を所有する馬主の変更があつた場合において、新たにその馬を所有することとなつた馬主(その者が組合である場合には、当該馬を組合財産とすることとなつた組合)が第17条第1項に規定する届出を怠つたとき。

三・四 (略)

(準用規定)

第19条 第9条、第10条の3及び第11条の規定は、馬登録について準用する。この場合において、第9条中「1万円」とあるのは「3千円」と、第10条の3中「第10条又は前条」とあるのは「第18条又は第18条の2」と、第11条第1項中「第3条第1項第1号(氏名に限る。)&及び第3号、同条第2項第1号、第3号(代表者の氏名に限る。)&及び第4号並びに同条第3項第1号、第3号(氏名に限る。)&第4号及び第5号」とあるのは、「第12

2・3 (略)

(登録の取消し)

第18条 (略)

一 (略)

二 その所有者から馬の血統証明書その他協会が必要と認める書類を添え、登録の抹消の申請があつたとき。

三・四 (略)

第18条の2 (略)

一 (略)

二 その馬を所有する馬主の変更があつた場合において、新たにその馬を所有することとなつた馬主が第17条第1項に規定する届出を怠つたとき。

三・四 (略)

(準用規定)

第19条 第9条、第10条の3及び第11条の規定は、馬登録について準用する。この場合において、第9条中「1万円」とあるのは「3千円」と、第10条の3中「第10条又は前条」とあるのは「第18条又は第18条の2」と、第11条第1項中「第3条第1項第1号(氏名に限る。)&及び第3号並びに同条第2項第1号、第3号(代表者の氏名に限る。)&及び第4号」とあるのは、「第12条第1号、第2号(特徴を除く。)&第4号、第4号の2及び第5号」と読み替えるものとする。

<p>条第1号、第2号（特徴を除く。）第4号、第4号の2及び第5号」と読み替えるものとする。</p>	
--	--

（注）インターネットの画面表示にて、新旧対照表の（新）と（旧）の欄の行にずれが生じる場合があります。

(2) 地方競馬全国協会馬主及び馬の登録事務細則の一部改正

地方競馬全国協会馬主及び馬の登録事務細則(昭和37年度達第4号)の一部を「新旧対照表」のとおり改正する。

附 則

この達は、平成14年3月12日から実施する。

(注)新旧対照表については、読みやすくするため組み直したものを収録した。

新 旧 対 照 表

(原文縦書)

新	旧
<p>第3条 方法書第4条第1項及び第3項まで、第8条第1項及び第9条に規定する馬主登録申請書、馬主登録事項等変更届書及び馬主登録証再交付申請書並びに方法書第10条第2号の規定に係る馬主登録の抹消申請書の様式は、それぞれ様式第5から様式第8までのとおりとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第3条の2 方法書第4条第1項から第3項までの規定により馬主登録申請書に添えて提出する書類のうち、次の各号に掲げる書類の様式は、別に定める。</p> <p>二 申請者(申請者が法人である場合には、その役員。<u>申請者が組合である場合には、その組合員。</u>この条において同じ。)が外国人である場合の方法書第5条第1項第1号に該当しない旨を記載して記名押印し、又は署名する書類</p> <p>三 申請者が方法書第5条第1項第2号及び第3号に該当しない旨を記載して記名押印し、又は署名する書類</p> <p>四 申請者が方法書第4条第1項第5号、第2項第9号又は第3項第8号の規定により提出する申請者の経歴の概要を記載した書類</p> <p>五 法人の登録を受けようとする者が、方法書第4条第2項第3号の規定により提出するその法人を代表する旨を証明する書類</p> <p>六 組合の登録を受けようとする者が、<u>方法書第4条第3項第2号の規定により提出するその組合を代表する旨を証明する書類</u></p>	<p>第3条 方法書第4条第1項及び第2項、第8条第1項並びに第9条に規定する馬主登録申請書、馬主登録事項等変更届書、<u>馬主登録証再交付申請書並びに方法書第10条第2号の規定に係る馬主登録の抹消申請書の様式は、それぞれ様式第5から様式第8までのとおりとする。</u></p> <p>2・3 (略)</p> <p>第3条の2 方法書第4条第1項又は第2項の規定により馬主登録申請書に添えて提出する書類のうち、申請者(申請者が法人である場合には、その役員。この条において同じ。)が外国人である場合の方法書第5条第1項第1号に該当しない旨を記載して記名押印し、又は署名する書類、<u>申請者が方法書第5条第1項第2号及び第3号に該当しない旨を記載して記名押印し、又は署名する書類、申請者が方法書第4条第1項第5号又は第2項第9号の規定により提出する申請者の経歴の概要を記載した書類並びに法人の登録を受けようとする者が、方法書第4条第2項第3号の規定により提出するその法人を代表する旨を証明する書類の様式は、別に定める。</u></p>

第3条の3 協会は、方法書第4条第4項の規定により必要があると認めるときは、同条第1項から第3項までの各号に掲げる書類のほか、次に掲げる書類及び写真の提出を求めることがある。

一・二 (略)

〔新設〕

三 組合である申請者にあつては、次に掲げる書類及び写真

ア 代表者及び組合員の所得を証明する書類

イ 組合名義による預貯金の残高証明書

ウ 組合員(代表者を除く。)の写真

2 方法書第4条第3項第1号に規定する協会が別に指定する組合契約で定める事項及び当該組合契約が満たすべき基準は、次のとおりとする。

二 組合契約で定める事項

ア 組合の名称及び事務所の所在地

イ 組合の目的

ウ 組合員数、組合員たる資格並びに組合員の加入及び脱退に関する事項

エ 組合員の氏名及び住所

オ 組合員の代表者に関する事項

カ 組合の意思決定の機関及びその決定の方法に関する事項

キ 組合財産の出資及び業務運営に要する経費の徴収に関する事項

ク 財産の管理及び処分並びに会計処理に関する事項

ケ 損益の分配に関する事項

コ 組合の解散に関する事項

三 組合契約が満たすべき基準

ア 組合の目的が総組合員の共有する競走馬の管理と地方競馬への出走であること。

イ 代表者の任免の手續及び代表権の範囲を明らかにしていること。

ウ 円滑な組合運営及び競馬の公正を確保するための適正な規模として、組合員数が3名以上10名以下であること。

エ 組合の意思決定に対する組合員の参加を不当に差別していないこと。

オ 出資その他の経費の負担が全組合員に義務付けられ、競走馬の組合員

第3条の3 協会は、方法書第4条第3項の規定により必要があると認めるときは、同条第1項及び第2項各号に掲げる書類のほか、次に掲げる書類の提出を求めることがある。

一・二 (略)

の共有と地方競馬への出走に必要な最低限度の組合財産及び業務運営に要する経費が確保されたものであること。

(注) 最低限度の組合財産は、3百万円以上の定期預金とする。

カ 財産の管理及び処分並びに会計処理が適正であり、かつ、組合員による検査が担保されていること。

キ 組合財産及び個々の競走馬への各組合員の出資比率がそれぞれ10パーセント以上50パーセント未満であること。

ク 損益の分配及び脱退時又は解散時の精算は出資比率の応じたものであること。

ケ 組合員のうちに他の法人格なき組合である馬主の組合員に該当者する者がいないこと。

第3条の4 方法書第4条第1項から第3項まで、第8条第1項、第9条及び前条第1項第3号のウに規定する写真は、縦正面上半身無帽で提出日前3か月以内に撮影したカラー写真であつて、裏面に氏名を記載した縦30ミリメートル、横24ミリメートルのものとする。

2 方法書第4条第1項、第2項若しくは第3項又は前条第1項第3号のウの規定により馬主登録申請書に添えて提出する写真は3葉(1葉は申請書又は経歴書に添付する。)とし、方法書第8条第1項若しくは第9条の規定による届書若しくは申請書に添えて提出する写真又は次条に規定する写真は2葉(1葉は申請書若しくは届書又は経歴書に貼付する。)とする。

第3条の5 協会は、法人である馬主の役員(代表者を除く。)に変更があつた場合において、方法書第8条第5項の規定により必要があると認めるときは、同条第2項の規定に定める書類のほか、変更があつた役員の印鑑証明書の提出を求めることがある。

〔新設〕

2 協会は、組合である馬主の組合員(代表者を除く。)に変更があつた場合において、方法書第8条第5項の規定により必要があると認めるときは、同条第3項の規定に

第3条の4 方法書第4条第1項及び第2項、第8条第1項並びに第9条に規定する写真は、縦正面上半身無帽で提出日前3か月以内に撮影したカラー写真であつて、裏面に氏名を記載した縦30ミリメートル、横24ミリメートルのものとする。

2 方法書第4条第1項又は第2項の規定により馬主登録申請書に添えて提出する写真は3葉(1葉は申請書に貼付する。)とし、方法書第8条第1項又は第9条の規定による届書又は申請書に添えて提出する写真は2葉(1葉は申請書又は届書に貼付する。)とする。

第3条の5 協会は、法人である馬主の役員(代表者を除く。)に変更があつた場合において方法書第8条第4項の規定により必要があると認めるときは、同条第2項の規定に定める書類のほか、変更があつた役員の印鑑証明書の提出を求めることがある。

定める書類のほか、変更があつた組合員の所得を証明する書類及び写真の提出を求めることがある。

第3条の6 方法書第4条第1項第4号、同条第2項第7号、同条第3項第6号、第9条、第13条第3項、第16条第2項若しくは第17条第1項又は第3条の3第2号のイ若しくは前条に規定する印鑑証明書は、個人（法人の役員を含む。）に係るものにあつては市区町村長の発行する印鑑証明書とし、法人に係るものにあつては商業登記法第12条（他の法律において準用する場合を含む。）の規定により交付される印鑑証明書とする。

第5条 方法書第13条第4項及び第14条の2第1項第9号に規定する協会が別に指定する団体は、平地競走の馬にあつては財団法人日本軽種馬登録協会（以下「登録協会」という。）ばんえい競走の馬にあつては社団法人日本馬事協会とする。

別記

馬主登録審査基準

馬主登録の申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を拒否する。

一 ～ 八（略）

九 競走馬を所有し、調教師に継続的に預託することが所得及び資産からみて明らかに困難であると認められる者

（注）原則として、年間の所得金額が五百万円に満たない者（組合にあっては、その組合員のうち年間の所得金額が三百万円に満たない者がある場合）は、本号に該当する者として取り扱う。

十～十二（略）

〔新設〕

十三 組合で、方法書第4条第3項第1号に規定する組合契約を締結していないもの

十四 組合で、その組合員のうちに法人若しくは1から11まで（ただし、9を除く。）のいずれかに該当する者のあるもの

第3条の6 方法書第4条第1項第4号、同条第2項第7号、第9条、第13条第3項、第16条第2項若しくは第17条第1項又は第3条の3第2号のイ若しくは前条の印鑑証明書は、個人（法人の役員を含む。）に係るものにあつては市区町村長の発行する印鑑証明書とし、法人に係るものにあつては商業登記法第12条（他の法律において準用する場合を含む。）の規定により交付される印鑑証明書とする。

第5条 方法書第13条第4項の協会が別に指定する団体は、平地競走の馬にあつては財団法人日本軽種馬登録協会（以下「登録協会」という。）ばんえい競走の馬にあつては社団法人日本馬事協会とする。

別記

馬主登録審査基準

馬主登録の申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を拒否する。

一 ～ 八（略）

九 競走馬を所有し、調教師に継続的に預託することが所得及び資産からみて明らかに困難であると認められる者

（注）原則として、年間の所得金額が五百万円に満たない者は、本号に該当する者として取り扱う。

十～十二（略）

（注）インターネットの画面表示にて、新旧対照表の（新）と（旧）の欄の行にずれが生じる場合があります。

(3) 馬主および馬の登録数調べ

平成14年2月分

登録件数等

区分	登録	抹消	登録証 再交付	登録事項変更			
				住所	馬主	馬名	他
馬主	0	2	5	12			3
馬	302	366	0		314	6	9

競走種別・年齢別の馬登録頭数

種別 年齢	平地			ばん えい	計
	サラ系	アラ系	小計		
2歳	165	10	175	0	175
3歳	55	3	58	0	58
4歳	45	0	45	0	45
5歳	11	0	11	0	11
6歳以上	13	0	13	0	13
計	289	13	302	0	302

ただし、登録事項の変更及び抹消については2月中に事務処理済みの件数である。

(4) 平成13年のきゅう舎関係者、競走馬等の年間表彰

平成13年の地方競馬で優秀な成績を収めた馬及び厩舎関係者を表彰するための「NARグランプリ2001」が、2月8日(金)東京・目黒の目黒雅叙園において、競馬関係者、報道関係者および招待ファン、約600人の出席のもと行なわれた。

最優秀調教師賞

都道府県	氏名
兵庫	曾和 直榮

最優秀騎手賞

都道府県	氏名
千葉	石崎 隆之

優秀新人騎手賞

都道府県	氏名
石川	吉原 寛人

優秀女性騎手賞

都道府県	氏名
愛知	宮下 瞳

ベストフェアプレイ賞

都道府県	氏名
岩手	小林 俊彦

特別賞

都道府県	氏名
北海道	手島 健児
佐賀	鯨島 克也

優秀調教師賞・優秀騎手賞・優秀きゅう務員

都道府県等	優秀調教師	優秀騎手	優秀きゅう務員
ばんえい	梨本 照夫	鈴木 勝堤	中田 利男
北海道	鈴木 英二	五十嵐 冬樹	野月平 優
岩手	千葉 四美	菅原 勲	福島 保和
山形	鈴木 長一	鈴木 義久	青木 武義
新潟	赤間 亨	向山 牧	(主催者辞退)
栃木	室井 康雄	内田 利雄	渡邊 正志
群馬	川嶋 弘吉	水野 貴史	小林 幹雄
埼玉	土屋 千賀子	見澤 譲治	宮本 修
千葉	佐藤 賢二	(最優秀騎手)	安部 満
東京	赤間 清松	的場 文男	福沢 信夫
神奈川	秋山 重美	森下 博	澤藤 茂太郎
石川	松野 勝己	蔵重 浩一郎	又野 幸次
岐阜	後藤 保	川原 正一	加藤 満
愛知	国光 徹	吉田 稔	原田 敏行
兵庫	(最優秀調教師)	小牧 太	柳田 求二
島根	大賀 孝司	御神本 訓史	堀田 正晃
広島	番園 一男	渡辺 博文	田之上 和彦
高知	松木 啓助	北野 真弘	浅岡 裕二
佐賀	真島 元徳	鯨島 克也	倉重 輝雄
熊本	工藤 榮一	牧野 孝光	竹下 米藏
大分	鋤田 嵩	有馬 澄男	都留 信幸

表彰名		所属	馬名	
年度代表馬		岩手	トーホウエンペラー 牡 5	
サラブレッド系	サラブレッド系 4 歳以上最優秀馬		北海道	プリンシパルリバー 牡 2
	サラブレッド系 2 歳最優秀馬			船橋
	サラブレッド系 3 歳最優秀馬	上山	レビンマサ 牡 2	
アラブ系	アラブ系 2 歳最優秀馬	福山	フジナミスPECIAL 牡 3	
	アラブ系 3 歳最優秀馬	兵庫	ワシュウジョージ 牡 5	
	アラブ系 4 歳以上最優秀馬	ばんえい	サカノタイソン 牡 7	
ばんえい	ばんえい最優秀馬			
最優秀牝馬		(該当馬なし)		
最優秀短距離馬		(該当馬なし)		
特別表彰馬		JRA	ノボジャック 牡 4	

2. 畜産関係事項

(1) 畜産振興補助事業補助金の交付状況について

当協会が実施する畜産振興補助事業の平成12年度補助金確定額及び平成13年度交付決定額について、その事業別概要をお知らせいたします。

なお、平成13年度の交付決定の個別情報につきましては、2001年6月及び2002年1月のホームページに掲載済みですので、今回はその合計を事業別概要として掲載いたします。

畜産振興補助事業確定及び交付決定概要（事業別）

（単位 千円）

事業名	平成12年度		平成13年度		事業概要
	件数	確定額	件数	交付決定額	
馬の改良増殖推進事業	92	672,801	71	629,938	
1 登録推進	2	224,248	2	237,270	馬の改良増殖と競馬の公正確保のための軽種馬等の血統、繁殖登録事業推進
2 種雄馬の導入	1	35,040	1	27,478	馬の改良増殖を図るための種雄馬の購入
3 農用種雌馬の導入	23	86,830	19	71,552	農用馬の改良増殖を図るための種雌馬の導入
4 農用馬の繁殖奨励	41	160,798	40	138,737	農用種雌馬に対するの子馬の生産奨励、種雄馬の適正管理の奨励
(5 農用馬の放牧促進)	15	4,734			農用馬の集団放牧の奨励（平成12年度で終了）
5 その他	10	161,151	9	154,901	軽種馬の生産育成のための指導他
畜産経営技術指導事業	120	1,353,536	116	1,305,265	
1 畜産経営技術指導等推進	48	1,251,429	48	1,239,606	畜産農家に対する経営指導の推進他
2 畜産技術等の普及奨励	62	41,639	65	39,301	畜産共進会の開催及び馬等の家畜とのふれあいを通じた畜産に関する知識の普及啓発
3 その他	10	60,468	3	26,358	畜産に関する情報の提供他
畜産経営合理化作業	220	674,733	199	783,231	
1 酪農生産対策	78	199,973	68	178,528	

1 公共牧場活性化対策	76	168,632	67	146,756	公共牧場(乳用牛)の経営の改善合理化推進
2 その他	2	31,341	1	31,772	種雄牛後代検定の推進
2 肉用牛生産対策 (1 まき牛用種雄牛導入)	99 2	163,423 1,171	89	152,215	繁殖向上のためのまき牛用種雄牛の導入 (平成12年度メニューから削除)
1 公共牧場活性化対策	96	140,457	88	132,600	公共牧場(肉用牛)の経営の改善合理化推進
2 その他	1	21,795	1	19,615	国産牛肉消費拡大のための啓発
3 中小家畜の生産対策 (1 種めん羊導入)	4	35,645	3	19,110	*平成13年度は下記事業区分を1本化する めん羊の増殖のための生産者へのめん羊の貸付
(2 その他)	4	35,645			人工授精による豚肉生産平準化調査他
4 草地・飼料の有効利用推進	4	65,199	5	66,681	*平成13年度は下記事業区分を1本化する 公共牧場等のふれあい施設の整備
(1 ふれあい牧場施設等整備)					
(2 その他)	4	65,199			草地及び自給飼料の開発利用等の推進他
5 家畜の飼養環境改善	3	23,493	1	6,111	家畜糞尿の有効利用と地域環境の保全を図るための施設整備
6 家畜衛生推進 (1 家畜診療施設整備)	32 2	187,000 17,380	33	360,586	家畜診療所整備計画に基づく家畜診療所の整備(平成12年度終了)
1 生産育成地防疫推進 (子馬防疫推進)	1	21,664	1	33,924	子馬、妊娠馬の予防接種
(妊娠馬防疫推進)					軽種馬(子馬)のインフルエンザ [*] 予防のためのワクチン接種 軽種馬(妊娠馬)の馬鼻肺炎予防のためのワクチン接種
2 その他	29	147,956	32	326,662	馬の自衛防疫体制の整備他
家畜畜産物等流通合理化事業	3	66,618	5	162,291	
1 家畜市場施設整備					市場取引を推進するための家畜市場施設整備
2 食肉処理施設整備					食肉処理施設の施設整備
3 その他	3	66,618	5	162,291	馬の家畜市場のセリ円滑化のための施設整備他
その他畜産振興事業	61	297,413	44	128,178	

1	みつ源増殖	11	12,617	12	14,976	レンゲ等みつ源確保の推進
2	その他	50	284,796	32	113,202	畜産の普及啓蒙を図るためのフェアの開催他
	合 計	496	3,065,101	435	3,008,903	

(注)数字は平成12年度確定額及び13年度交付決定額で、14年3月1日現在のものである。

(2) 平成 12 年度畜産振興補助事業の確定状況

団 体 名	事 業 名	確定額 (千円)
(中央団体)		
財団法人 日本軽種馬登録協会	(1) 登録推進	154,033
	(6)他 馬名登録一元化対策	45,000
計	2 事業	199,033
社団法人 日本軽種馬協会	(6)他 軽種馬の生産育成指導	22,123
	(6)他 軽種馬経営体質強化	4,788
計	2 事業	26,911
社団法人 日本馬事協会	(1) 登録推進	70,215
	(2) 種雄馬の導入 農用馬	35,040
	(4) 生産技術指導	9,587
	(6)他 馬事畜産普及啓発対策	25,153
	(6)他 農用馬生産振興推進	16,245
	(6)他 調査研究	6,632
	(6)他 海外馬事事情実態調査	9,835
	(6)他 小格馬生産対策	15,851
計	8 事業	188,558
社団法人 日本装蹄師会	(3)他 装削蹄技術講習	2,125
	(3)他 馬の装蹄師の養成	2,298
計	2 事業	4,423
社団法人 中央畜産会	(1) 畜産経営技術指導等推進	221,904
	(3)他 酪農経営体質強化普及啓発	2,686
計	2 事業	224,590
社団法人 日本家畜人工授精師協会	(6)他 馬人工授精技術実用化推進	11,954
計	1 事業	11,954
社団法人 全国肉用牛協会	(2) 畜産技術等の普及奨励	567
	2(3)他 肉用牛生産消費活動促進	21,795
計	2 事業	22,362
社団法人 日本ホルスタイン登録協会	(2) 畜産技術等の普及奨励	6,109
計	1 事業	6,109
日本ジャージー登録協会	(2) 畜産技術等の普及奨励	1,296
計	1 事業	1,296

団体名	事業名	確定額(千円)
社団法人 畜産技術協会	(3)他 畜産情勢研究	5,491
	(3)他 畜産技術情報提供システム 検討	1,511
	(3)他 畜産技術活性化特別対策	18,217
計	3事業	25,219
馬事畜産振興協議会	(3)他 畜産情報提供推進	23,324
	(2)他 家畜に係わる伝統行事保存 推進	21,610
	(2)他 馬事畜産振興推進	13,159
	(2)他 畜産普及啓発対策	19,328
	(2)他 地域畜産普及推進	23,584
	(2)他 畜産フェア普及特別対策	18,743
計	6事業	119,748
社団法人 家畜改良事業団	1(2)他 後代検定促進	29,498
計	1事業	29,498
社団法人 全国養豚協会	3(2)他 養豚産業地域定着	8,423
計	1事業	8,423
社団法人 日本養鶏協会	3(2)他 国産鶏普及促進モデル	3,192
計	1事業	3,192
社団法人 日本緬羊協会	3(2)他 めん羊・山羊生産物利用促進	4,073
計	1事業	4,073
社団法人 日本草地畜産種子協会 (旧:(社)日本草地畜産協会)	4(2)他 草地利用推進	21,400
	4(2)他 公共牧場活性化推進	18,503
	4(2)他 ふれあい牧場活性化対策	19,097
	(旧:(社)日本飼料作物種子協会)	4(2)他 飼料作物新品種普及促進
計	4事業	65,199
社団法人 全国家畜畜産物衛生 指導協会	6(2) 生産育成地馬防疫推進	21,664
	6(3)他 馬自衛防疫体制確立推進	32,793
	6(3)他 口蹄疫自衛防疫緊急対策	13,500
	6(3)他 馬防疫促進緊急対策	25,000
計	4事業	92,957
全国公営競馬獣医師協会	6(3)他 馬防疫衛生推進	32,432
計	1事業	32,432

団体名	事業名	確定額(千円)
社団法人 日本養蜂はちみつ協会	6(3)他 みつばち疾病防止特別対策	4,987
計	1事業	4,987
社団法人 全国農協乳業協会	(3)他 農協乳業機能対策	2,635
計	1事業	2,635
株式会社 日本レーシングサービス	(2)他 馬事文化普及啓発	22,401
計	1事業	22,401
合計 確定21団体	46事業	1,096,000
(北海道)		
社団法人 北海道酪農畜産協会	(1) 畜産経営技術指導等推進	52,749
	(2)他 畜産フェア普及特別対策	10,680
ひやま南農業協同組合	(3) 農用種雌馬の導入	6,902
	(5) 農用馬放牧促進	160
剣淵農業協同組合	(3) 農用種雌馬の導入	2,670
美深町農業協同組合	(3) 農用種雌馬の導入	2,616
	(5) 農用馬放牧促進	114
	1(1) 単独強化型	1,267
天塩町農業協同組合(旧:天塩農業協同組合)	(3) 農用種雌馬の導入	1,906
オホーツク網走農業協同組合	(3) 農用種雌馬の導入	2,238
	1(1) 単独強化型	1,136
三石町農業協同組合	(3) 農用種雌馬の導入	4,476
幕別町農業協同組合	(3) 農用種雌馬の導入	950
十勝畜産農業協同組合	(3) 農用種雌馬の導入	15,700
	(4) 子馬生産奨励	168
	6(3)他 口蹄疫特別流通対策	1,437
本別町農業協同組合	(3) 農用種雌馬の導入	2,000
	1(1) 単独強化型	6,865
陸別町農業協同組合	(3) 農用種雌馬の導入	4,020
浦幌町農業協同組合	(3) 農用種雌馬の導入	1,904
	(5) 農用馬放牧促進	371
帯広市農業協同組合	(3) 農用種雌馬の導入	4,124
標茶町農業協同組合	(3) 農用種雌馬の導入	3,134

団体名	事業名	確定額(千円)
阿寒町農業協同組合	(3) 農用種雌馬の導入	7,175
音別町農業協同組合	(3) 農用種雌馬の導入	2,126
釧路市農業協同組合	(3) 農用種雌馬の導入	4,119
	(5) 農用馬放牧促進	331
東旭川農業協同組合	(3) 農用種雌馬の導入	1,428
十勝農業協同組合連合会	(4) 種雄馬管理	9,760
	(4) 子馬生産奨励	27,089
釧路農業協同組合連合会	(4) 種雄馬管理	11,680
	(4) 子馬生産奨励	25,738
根室生産農業協同組合連合会	(4) 種雄馬管理	6,560
	(4) 子馬生産奨励	8,656
上川生産農業協同組合連合会	(4) 種雄馬管理	2,400
	(4) 子馬生産奨励	4,438
	1(1) 連携強化型	2,887
ホクレン農業協同組合連合会	(4) 種雄馬管理	10,560
	(4) 子馬生産奨励	22,595
	(2) 畜産技術等の普及奨励	344
剣淵町馬産組合	(5) 農用馬放牧促進	108
徳島牧場入牧管理組合	(5) 農用馬放牧促進	102
北海道ホルスタイン農業協同組合	(2) 畜産技術等の普及奨励	1,069
士別市農業協同組合	1(1) 連携強化型	4,954
滝上町農業協同組合	1(1) 連携強化型	2,342
有限会社 桜野牧場	1(1) 連携強化型	1,343
名寄農業協同組合	1(1) 単独強化型	1,338
遠別農業協同組合	1(1) 単独強化型	1,489
株式会社 天塩町酪農振興公社	1(1) 単独強化型	5,116
天塩町振老牧場管理組合	1(1) 単独強化型	423
東宗谷農業協同組合 (旧:猿払村農業協同組合)	1(1) 単独強化型	599
(旧:浜頓別町農業協同組合)	1(1) 単独強化型	
北見枝幸農業協同組合	1(1) 単独強化型	3,057
株式会社 豊富町振興公社	1(1) 単独強化型	1,276
株式会社 美幌峠牧場振興公社	1(1) 単独強化型	5,603

団 体 名	事 業 名	確定額（千円）
津別町農業協同組合	1(1) 単独強化型	766
小清水町農業協同組合	1(1) 単独強化型	3,783
置戸町農業協同組合	1(1) 単独強化型	1,770
佐呂間第一牧野利用組合	1(1) 単独強化型	2,299
佐呂間第二牧野利用組合	1(1) 単独強化型	2,063
常呂町農業協同組合	1(1) 単独強化型	1,157
えんゆう農業協同組合	1(1) 単独強化型	1,804
湧別農業協同組合	1(1) 単独強化型	2,151
芭露農業協同組合	1(1) 単独強化型	1,331
興部町農業協同組合	1(1) 単独強化型	3,654
伊達市農業協同組合	1(1) 単独強化型	1,408
とうや湖農業協同組合	1(1) 単独強化型	1,492
とまこまい広域農業協同組合 （旧：早来町農業協同組合）	1(1) 連携強化型	7,006
（旧：白老町農業協同組合）	2(2) 単独強化型	
（旧：穂別町農業協同組合）	2(2) 単独強化型	
音更町農業協同組合	1(1) 単独強化型	3,212
勇足美帯地区乳用仔牛育成組合	1(1) 単独強化型	801
浜中町農業協同組合	1(1) 単独強化型	11,386
幌呂農業協同組合	1(1) 単独強化型	7,748
社団法人 音別町農業振興公社	1(1) 単独強化型	346
川北共同牧野利用組合	1(1) 単独強化型	1,088
有限会社 平取町畜産公社	2(2) 単独強化型	1,917
上川北農業共済組合	6(1) 家畜診療施設整備	6,637
社団法人 北海道馬主会	6(3)他 育成馬等の予防接種対策	1,500
社団法人 ばんえい競馬馬主協会	6(3)他 育成馬等の予防接種対策	1,700
日高軽種馬農業協同組合	(3)他 馬の家畜市場付帯施設整備	27,700
合計 61団体	78事業	399,011
(青森県)		
社団法人 青森県畜産会	(1) 畜産経営技術指導等推進	19,408
	(2) 畜産技術等の普及奨励	72
三本木畜産農業協同組合	(3) 農用種雌馬の導入	3,885
	(4) 種雄馬管理	320

団 体 名	事 業 名	確定額（千円）
	(4) 子馬生産奨励	432
とうほく天間農業協同組合 (旧：とうほく農業協同組合)	(3) 農用種雌馬の導入	5,238
	(4) 種雄馬管理	160
	(4) 子馬生産奨励	168
三戸畜産農業協同組合	(4) 種雄馬管理	160
	(4) 子馬生産奨励	227
三戸畜産農業協同組合	2(2) 単独強化型	2,381
社団法人 東通村産業振興公社	(4) 種雄馬管理	320
	(4) 子馬生産奨励	384
	(5) 農用馬放牧促進	132
	2(2) 単独強化型	1,992
青森県七戸畜産農業協同組合	(4) 子馬生産奨励	120
	2(2) 単独強化型	600
はまなす農業協同組合	(4) 子馬生産奨励	360
尻屋牧野組合	(5) 農用馬放牧促進	144
	2(2) 単独強化型	560
八甲田牧場まつり実行委員会	(2) 畜産技術等の普及奨励	500
社団法人 青森県肉用牛開発公社	2(2) 単独強化型	3,779
来満牧野畜産農業協同組合	2(2) 単独強化型	451
袖平牧野畜産農業協同組合	2(2) 単独強化型	919
川代牧野組合	2(2) 単独強化型	444
農事組合法人 和平高原開発農場	2(2) 単独強化型	2,633
田代牧野畜産農業協同組合	2(2) 単独強化型	720
深持牧野農業協同組合	2(2) 単独強化型	1,060
奥瀬牧野畜産農業協同組合	2(2) 単独強化型	1,755
法量牧野畜産農業協同組合	2(2) 単独強化型	1,418
大間町牧野組合	2(2) 単独強化型	393
大和牧野組合	2(2) 単独強化型	735
合計 20 団体	3 2 事業	51,870
(岩手県)		
社団法人 岩手県畜産会	(4) 種雄馬管理	2,080
	(4) 子馬生産奨励	4,519

団体名	事業名	確定額(千円)
	(1) 畜産経営技術指導等推進	32,397
	(2) 畜産技術等の普及奨励	488
	(3)他 特用家畜普及対策	1,603
	(2)他 畜産フェア普及特別対策	2,200
盛岡畜産農業協同組合	(3) 農用種雌馬の導入	3,035
遠野地方農業協同組合	(3) 農用種雌馬の導入	1,556
	2(2) 単独強化型	304
丸泉寺牧野農業協同組合	(5) 農用馬放牧促進	96
農事組合法人 安比高原放牧組合	(5) 農用馬放牧促進	102
岩手ふるさと農業協同組合	(5) 農用馬放牧促進	125
	1(1) 連携強化型	5,151
社団法人 遠野市畜産振興公社	(5) 農用馬放牧促進	378
	(6)他 軽種馬の育成施設	3,570
	2(2) 連携強化型	5,394
社団法人 久慈市畜産開発公社	(5) 農用馬放牧促進	90
	2(2) 連携強化型	5,651
社団法人 大野村畜産公社	1(1) 連携強化型	3,345
社団法人 葛巻町畜産開発公社	1(1) 単独強化型	10,206
巻堀牧野農業協同組合	1(1) 単独強化型	648
西和賀農業協同組合	1(1) 単独強化型	108
社団法人 田野畑村産業開発公社	1(1) 単独強化型	1,642
いわて奥中山農業協同組合 (旧 奥中山農業協同組合)	1(1) 単独強化型	583
貝沢牧野農業協同組合	1(1) 単独強化型	340
栗橋牧野農業協同組合	2(2) 連携強化型	660
社団法人 大槌町畜産振興公社	2(2) 連携強化型	605
社団法人 江刺市畜産公社	2(2) 連携強化型	428
浄法寺町牧野組合連合会	2(2) 連携強化型	1,846
社団法人 岩手県肉牛生産公社	2(2) 単独強化型	7,214
御大堂牧野農業協同組合	2(2) 単独強化型	483
御明神牧野農業協同組合	2(2) 単独強化型	441
西山牧野農業協同組合	2(2) 単独強化型	644
新岩手農業協同組合	2(2) 単独強化型	2,328

団体名	事業名	確定額(千円)
姫神実験牧場利用組合	2(2) 単独強化型	691
新町牧野農業協同組合	2(2) 単独強化型	1,276
関沢山牧野農業協同組合	2(2) 単独強化型	476
兄川産牛組合	2(2) 単独強化型	1,000
社団法人 大迫町産業開発公社	2(2) 単独強化型	1,061
社団法人 三陸町畜産公社	2(2) 単独強化型	373
岩手宮古農業協同組合	2(2) 単独強化型	1,447
新里村牧野組合連合会	2(2) 単独強化型	439
農事組合法人 大川肉牛生産組合	2(2) 単独強化型	418
農事組合法人 釜津田肉牛生産組合	2(2) 単独強化型	787
農事組合法人 安家畜産改良組合	2(2) 単独強化型	896
一戸町農業協同組合	2(2) 単独強化型	1,925
岩手南農業協同組合	2(2) 単独強化型	1,361
社団法人 岩手県馬主会	6(3)他 育成馬等の予防接種対策	1,300
合計 38団体	48事業	113,710
(宮城県)		
社団法人 宮城県畜産会	(1) 畜産経営技術指導等推進	23,023
	(2) 畜産技術等の普及奨励	1,006
	(2)他 畜産フェア普及特別対策	1,100
全国農業協同組合連合会宮城県本部	(2) 畜産技術等の普及奨励	285
本吉郡酪農業協同組合	1(1) 単独強化型	327
農事組合法人 丸森町酪農振興組合	1(1) 単独強化型	613
社団法人 宮城県農業公社	2(2) 単独強化型	3,431
宮城県農業共済組合連合会	6(1) 家畜診療施設整備	10,743
合計 6団体	8事業	40,528
(秋田県)		
社団法人 秋田県農業公社	(1) 畜産経営技術指導等推進	23,693
	(2)他 畜産フェア普及特別対策	1,100
	3(2)他 特産鶏素びな供給施設整備	19,957
秋田県家畜商業協同組合	(2) 畜産技術等の普及奨励	594
鹿角畜産農業協同組合	2(2) 連携強化型	2,356

団体名	事業名	確定額(千円)
鷹巣町放牧場利用組合	2(2) 単独強化型	454
あきた北央農業協同組合	2(2) 単独強化型	482
森吉町畜産改良組合	2(2) 単独強化型	3,175
こまち農業協同組合	2(2) 単独強化型	1,209
合計 7 団体	9 事業	53,020
(山形県)		
社団法人 山形県畜産会	(1) 畜産経営技術指導等推進	22,196
	(2)他 畜産フェア普及特別対策	1,100
山形肉牛協会	(2) 畜産技術等の普及奨励	240
財団法人 山形県畜産振興公社	1(1) 単独強化型	2,703
山形県酪農業協同組合	1(1) 単独強化型	300
寒河江市葉山高原牧場管理組合	1(1) 単独強化型	840
社団法人 月山畜産振興公社	2(2) 単独強化型	1,831
山形県馬主会	6(3)他 育成馬等の予防接種対策	1,050
合計 7 団体	8 事業	30,260
(福島県)		
社団法人 福島県畜産会	(1) 畜産経営技術指導等推進	21,129
	(2)他 畜産フェア普及特別対策	1,100
	(2)他 畜産普及啓発(上山飯館)	10,294
	(2)他 畜産普及啓発(新潟磐梯)	4,987
吾妻高原牧場利用組合	1(1) 単独強化型	1,601
財団法人 郡山市畜産振興公社	1(1) 単独強化型	348
国見牧野利用組合	2(2) 単独強化型	352
合計 4 団体	7 事業	39,811
(茨城県)		
社団法人 茨城県畜産会	(1) 畜産経営技術指導等推進	28,663
	(2)他 畜産フェア普及特別対策	1,100
茨城県肉用牛振興協会	(2) 畜産技術等の普及奨励	160
茨城県食肉流通振興会	(2) 畜産技術等の普及奨励	180
茨城県酪農業協同組合連合会	1(1) 単独強化型	300
里美村農業協同組合	2(2) 単独強化型	293
合計 5 団体	6 事業	30,696

団体名	事業名	確定額(千円)
(栃木県)		
社団法人 栃木県畜産会	(1) 畜産経営技術指導等推進	25,426
	(2)他 畜産フェア普及特別対策	2,750
栃木県酪農業協同組合連合会	(2) 畜産技術等の普及奨励	85
	1(1) 単独強化型	1,048
栃木県畜産物利用促進協議会	(2) 畜産技術等の普及奨励	1,000
	(2)他 畜産体験・交流推進	2,000
栃木県三和酪農業協同組合	1(1) 単独強化型	2,083
塩原町葦根酪農業協同組合	1(1) 単独強化型	692
前日光牧場管理組合	1(1) 単独強化型	957
塩谷町酪農組合	1(1) 単独強化型	433
栃木県経済農業協同組合連合会	2(1) まき牛用種雄牛導入	571
社団法人 栃木県馬主会	6(3)他 育成馬等の予防接種対策	1,500
合計 9団体	12事業	38,545
(群馬県)		
社団法人 群馬県畜産協会	(1) 畜産経営技術指導等推進	22,217
	(2)他 畜産フェア普及特別対策	2,000
群馬県肉牛振興会	(2) 畜産技術等の普及奨励	100
群馬県家畜登録協会	(2) 畜産技術等の普及奨励	360
群馬県食肉品質向上対策協議会	(2) 畜産技術等の普及奨励	580
群馬県酪農畜産フェスティバル推進協議会	(2) 畜産技術等の普及奨励	1,000
社団法人 群馬県公営競馬馬主協会	6(3)他 育成馬等の予防接種対策	1,050
財団法人 神津牧場	(2)他 畜産体験・交流推進	1,084
合計 7団体	8事業	28,391
(埼玉県)		
社団法人 埼玉県畜産会	(1) 畜産経営技術指導等推進	26,918
	(2)他 畜産フェア普及特別対策	2,200
社団法人 埼玉県馬主会	6(3)他 育成馬等の予防接種対策	1,300
合計 2団体	3事業	30,418
(千葉県)		
社団法人 千葉県畜産会	(1) 畜産経営技術指導等推進	23,370
	(2)他 畜産フェア普及特別対策	2,200

団体名	事業名	確定額(千円)
社団法人 千葉県養豚協会	(2) 畜産技術等の普及奨励	818
石神畜産団地ふん尿処理利用組合	5 糞尿処理施設	9,153
社団法人 千葉県馬主会	6(3)他 育成馬等の予防接種対策	1,300
合計 4団体	5事業	36,841
(東京都)		
社団法人 東京都畜産会	(1) 畜産経営技術指導等推進	19,035
	(2)他 畜産フェア普及特別対策	4,100
社団法人 東京都馬主会	6(3)他 育成馬等の予防接種対策	1,600
合計 2団体	3事業	24,735
(神奈川県)		
社団法人 神奈川県畜産会	(1) 畜産経営技術指導等推進	19,504
社団法人 神奈川県畜産会	(2)他 畜産フェア普及特別対策	4,350
神奈川県家畜商業協同組合	(2) 畜産技術等の普及奨励	160
関東肥育牛振興協会	(2) 畜産技術等の普及奨励	270
社団法人 神奈川県養豚協会	(2) 畜産技術等の普及奨励	150
神奈川県酪農業協同組合連合会	(2) 畜産技術等の普及奨励	130
社団法人 神奈川県畜産振興会	(2) 畜産技術等の普及奨励	864
社団法人 神奈川県馬主協会	6(3)他 育成馬等の予防接種対策	1,600
合計 7団体	8事業	27,028
(新潟県)		
社団法人 新潟県畜産協会	(1) 畜産経営技術指導等推進	22,117
	(2)他 畜産フェア普及特別対策	1,100
新潟県酪農業協同組合連合会	(2) 畜産技術等の普及奨励	1,000
新潟県笹ヶ峰放牧場利用組合	2(2) 連携強化型	732
佐渡農業協同組合	2(2) 連携強化型	425
社団法人 新潟県馬主協会	6(3)他 育成馬等の予防接種対策	1,050
合計 5団体	6事業	26,424
(富山県)		
社団法人 富山県畜産会	(1) 畜産経営技術指導等推進	14,735
富山県経済農業協同組合連合会	(2) 畜産技術等の普及奨励	510
株式会社 富山食肉総合センター	(2) 畜産技術等の普及奨励	349
社団法人 富山県農業公社	2(2) 単独強化型	773

団 体 名	事 業 名	確定額(千円)
富山県大規模牧場運営協議会	(2)他 畜産体験・交流推進	327
合計 5 団体	5 事業	16,694
(石川県)		
社団法人 石川県畜産会	(1) 畜産経営技術指導等推進	22,001
社団法人 石川県畜産会	(2) 畜産技術等の普及奨励	1,000
	(3)他 地域畜産新技術普及啓発	1,686
	(2)他 畜産フェア普及特別対策	3,150
石川県肉用牛協会	(2) 畜産技術等の普及奨励	127
社団法人 石川県農業開発公社	1(1) 単独強化型	4,570
社団法人 石川県馬主協会	6(3)他 育成馬等の予防接種対策	1,050
合計 4 団体	7 事業	33,584
(福井県)		
社団法人 福井県畜産会	(1) 畜産経営技術指導等推進	15,450
合計 1 団体	1 事業	15,450
(山梨県)		
社団法人 山梨県畜産会	(1) 畜産経営技術指導等推進	14,422
	(2)他 畜産フェア普及特別対策	1,100
	(2)他 畜産体験・交流推進	2,000
牧場まつり実行委員会	(2) 畜産技術等の普及奨励	1,000
梨北農業協同組合	2(2) 単独強化型	474
檜山畜産組合	2(2) 単独強化型	313
合計 4 団体	6 事業	19,309
(長野県)		
社団法人 長野県畜産会	(1) 畜産経営技術指導等推進	23,627
	(2)他 畜産フェア普及特別対策	1,100
全国農業協同組合連合会長野県本部	(2) 畜産技術等の普及奨励	436
	1(1) 単独強化型	1,591
みなみ信州農業協同組合	1(1) 連携強化型	295
菅平牧場畜産農業協同組合	1(1) 単独強化型	529
美ヶ原牧場畜産農業協同組合	2(1) まき牛用種雄牛導入	600
合計 5 団体	7 事業	28,178
(岐阜県)		

団体名	事業名	確定額(千円)
社団法人 岐阜県畜産会	(1) 畜産経営技術指導等推進	24,430
	(2) 畜産技術等の普及奨励	1,497
	(2)他 畜産フェア普及特別対策	1,815
	(2)他 畜産体験・交流推進	1,180
岐阜県養蜂組合連合会	(3)他 畜産技術発達史	1,527
	(1) みつ源増殖	2,527
社団法人 岐阜県農畜産公社	1(1) 単独強化型	4,127
飛騨農業協同組合	2(2) 単独強化型	1,687
高鷲村牧場管理組合	2(2) 単独強化型	321
滝上牧場管理組合	2(2) 単独強化型	1,270
清見村牧野管理組合	2(2) 単独強化型	476
上宝和牛改良組合	2(2) 単独強化型	300
山之村牧場管理組合	2(2) 単独強化型	300
社団法人 岐阜県馬主会	6(3)他 育成馬等の予防接種対策	1,050
合計 10団体	14事業	42,507
(静岡県)		
社団法人 静岡県畜産会	(1) 畜産経営技術指導等推進	20,372
社団法人 静岡県農業振興公社	1(1) 単独強化型	1,800
静岡県養蜂協会	(1) みつ源増殖	409
合計 3団体	3事業	22,581
(愛知県)		
社団法人 愛知県畜産会	(1) 畜産経営技術指導等推進	21,257
	(2) 畜産技術等の普及奨励	302
	(2)他 畜産フェア普及特別対策	2,200
愛知県畜産フェスタ運営協議会	(2) 畜産技術等の普及奨励	790
社団法人 愛知県馬主協会	6(3)他 育成馬等の予防接種対策	1,500
愛知県競馬組合	(2)他 畜産総合普及センター	58,425
合計 4団体	6事業	84,474
(三重県)		
社団法人 三重県畜産会	(1) 畜産経営技術指導等推進	15,069
合計 1団体	1事業	15,069
(滋賀県)		

団体名	事業名	確定額(千円)
社団法人 滋賀県畜産振興協会	(1) 畜産経営技術指導等推進	14,257
「近江牛」まつり実行委員会	(2)他 地域畜産普及特別対策	4,000
合計 2団体	2事業	18,257
(京都府)		
社団法人 京都府畜産振興協会	(1) 畜産経営技術指導等推進	16,618
	(2)他 畜産体験・交流推進	1,960
財団法人 丹後あじわいの郷	(2) 畜産技術等の普及奨励	850
合計 2団体	3事業	19,428
(大阪府)		
社団法人 大阪府畜産会	(1) 畜産経営技術指導等推進	21,963
大阪府総合畜産農業協同組合連合会	(2) 畜産技術等の普及奨励	257
合計 2団体	2事業	22,220
(兵庫県)		
社団法人 兵庫県畜産会	(1) 畜産経営技術指導等推進	21,965
	(2)他 畜産フェア普及特別対策	2,200
	(2)他 畜産体験・交流推進	630
兵庫県酪農農業協同組合連合会	(2) 畜産技術等の普及奨励	966
兵庫県経済農業協同組合連合会	(2) 畜産技術等の普及奨励	211
近畿東海北陸肉牛協会	(2) 畜産技術等の普及奨励	270
東播酪農農業協同組合 (旧：播磨酪農農業協同組合)	1(1) 単独強化型	805
社団法人 兵庫県馬主協会	6(3)他 育成馬等の予防接種対策	1,800
兵庫県養蜂振興会	(1) みつ源増殖	1,023
但馬牛&ピ-ファスタ in ひょうご実行委員会	(2)他 地域畜産普及特別対策	6,000
合計 8団体	10事業	35,870
(奈良県)		
社団法人 奈良県畜産会	(1) 畜産経営技術指導等推進	15,666
	(2)他 畜産フェア普及特別対策	1,000
奈良県畜産農業協同組合連合会	(2) 畜産技術等の普及奨励	1,000
奈良県養蜂農業協同組合	(1) みつ源増殖	1,407
合計 3団体	4事業	19,073
(和歌山県)		

団体名	事業名	確定額(千円)
社団法人 和歌山県畜産会	(1) 畜産経営技術指導等推進	15,170
合計 1団体	1事業	15,170
(鳥取県)		
社団法人 鳥取県畜産会	(1) 畜産経営技術指導等推進	18,350
全国農業協同組合連合会鳥取県本部	(2) 畜産技術等の普及奨励	553
財団法人 鳥取県畜産振興協会	1(1) 単独強化型	4,095
下蚊屋農事組合	2(2) 単独強化型	305
合計 4団体	4事業	23,303
(島根県)		
社団法人 島根県畜産会	(1) 畜産経営技術指導等推進	14,813
	(2)他 畜産フェア普及特別対策	1,200
隠岐どうぜん農業協同組合 (旧：海士町農業協同組合)	(4) 子馬生産奨励	1,704
	(4) 種雄馬管理	304
	(5) 農用馬放牧促進	1,714
	2(2) 単独強化型	4,583
	2(2) 単独強化型	
全国農業協同組合連合会島根県本部	(2) 畜産技術等の普及奨励	302
西郷町牧野管理協議会	2(2) 単独強化型	303
益田市馬主会	6(3)他 育成馬等の予防接種対策	650
合計 5団体	9事業	25,573
(岡山県)		
社団法人 岡山県畜産会	(1) 畜産経営技術指導等推進	21,787
	(2) 畜産技術等の普及奨励	148
	(2)他 畜産フェア普及特別対策	1,100
岡山県経済農業協同組合連合会	(2) 畜産技術等の普及奨励	1,185
岡山県養鶏協会	(2) 畜産技術等の普及奨励	378
社団法人 矢掛町畜産公社	1(1) 単独強化型	2,770
社団法人 美星町畜産振興会	1(1) 単独強化型	815
高梁大池山育成牧場利用組合	1(1) 単独強化型	303
社団法人 落合町畜産公社	1(1) 単独強化型	1,231
蒜山酪農農業協同組合	1(1) 単独強化型	1,318
ホクラク農業協同組合	1(2)他 牛受精卵移植施設整備	1,843

団体名	事業名	確定額(千円)
財団法人 富畜産公社	2(2) 単独強化型	1,050
岡山県養蜂組合連合会	(1) みつ源増殖	1,520
合計 11団体	13事業	35,448
(広島県)		
社団法人 広島県畜産会	(1) 畜産経営技術指導等推進	21,513
	(2)他 畜産フェア普及特別対策	1,650
広島県馬主会	6(3)他 育成馬等の予防接種対策	1,000
福山市	(2) 食肉処理緊急体制整備	36,283
広島県養蜂組合	(1) みつ源増殖	1,392
合計 4団体	5事業	61,838
(山口県)		
社団法人 山口県畜産会	(1) 畜産経営技術指導等推進	15,135
	(2) 畜産技術等の普及奨励	312
	(2)他 畜産フェア普及特別対策	1,100
合計 1団体	3事業	16,547
(徳島県)		
社団法人 徳島県畜産会	(1) 畜産経営技術指導等推進	23,019
全国農業協同組合連合会徳島県本部	(2) 畜産技術等の普及奨励	1,063
徳島県肉用牛振興協会	(2) 畜産技術等の普及奨励	150
徳島県養豚協会	(2) 畜産技術等の普及奨励	297
徳島県酪農業協同組合連合会	1(1) 単独強化型	299
合計 5団体	5事業	24,828
(香川県)		
社団法人 香川県畜産会	(1) 畜産経営技術指導等推進	19,732
香川県経済農業協同組合連合会	(2) 畜産技術等の普及奨励	808
香川県農業協同組合 (旧 高瀬農業協同組合)	1(1) 単独強化型	500
香川県養蜂組合	(1) みつ源増殖	166
合計 4団体	4事業	21,206
(愛媛県)		
社団法人 愛媛県畜産会	(1) 畜産経営技術指導等推進	24,728
	(2)他 畜産体験・交流推進	1,593
愛媛県家畜改良協会	(2) 畜産技術等の普及奨励	2,120

団体名	事業名	確定額(千円)
愛媛県酪農業協同組合連合会	1(1) 連携強化型	901
財団法人 柳谷村産業開発公社	2(2) 連携強化型	3,362
松山市農業協同組合	2(2) 連携強化型	1,108
合計 5団体	6事業	33,812
(高知県)		
社団法人 高知県畜産会	(1) 畜産経営技術指導等推進	18,273
	(2)他 畜産フェア普及特別対策	1,500
社団法人 津野山畜産公社	2(2) 単独強化型	502
農事組合法人 大川村和牛生産組合	2(2) 単独強化型	343
高知県馬主協会	6(3)他 育成馬等の予防接種対策	1,050
合計 4団体	5事業	21,668
(福岡県)		
社団法人 福岡県畜産会	(1) 畜産経営技術指導等推進	27,491
福岡県肉畜共進会	(2) 畜産技術等の普及奨励	569
福岡県養蜂振興協議会	(1) みつ源増殖	1,101
農事組合法人 前原酪農振興組合	1(1) 単独強化型	303
合計 4団体	4事業	29,464
(佐賀県)		
社団法人 佐賀県畜産会	(1) 畜産経営技術指導等推進	20,543
	(2)他 畜産フェア普及特別対策	4,400
佐賀県馬主会	6(3)他 育成馬等の予防接種対策	1,050
合計 2団体	3事業	25,993
(長崎県)		
社団法人 長崎県畜産会	(1) 畜産経営技術指導等推進	23,860
	(2)他 畜産フェア普及特別対策	1,100
島原雲仙農業協同組合 (旧 島原市農業協同組合)	(4) 種雄馬管理	304
	(4) 子馬生産奨励	360
南高農業協同組合	(4) 子馬生産奨励	144
長崎県開拓農業協同組合	(2) 畜産技術等の普及奨励	99
吾妻岳牧野組合	2(2) 単独強化型	500
合計 5団体	7事業	26,367

団体名	事業名	確定額(千円)
(熊本県)		
社団法人 熊本県畜産会	(1) 畜産経営技術指導等推進	18,885
社団法人 熊本県畜産会	(2)他 畜産フェア普及特別対策	3,600
熊本県畜産農業協同組合	(3) 農用種雌馬の導入	4,557
	(4) 種雄馬管理	2,057
	(4) 子馬生産奨励	3,147
農事組合法人 黒川牧野組合	(5) 農用馬放牧促進	540
	2(2) 単独強化型	2,640
熊本県畜産農業協同組合連合会	(2) 畜産技術等の普及奨励	549
熊本県酪農業協同組合連合会	(2) 畜産技術等の普及奨励	306
	(2)他 畜産体験・交流推進	1,696
球磨酪農農業協同組合	1(1) 単独強化型	447
農事組合法人 山鹿酪農組合	1(1) 単独強化型	2,094
社団法人 熊本県畜産開発公社	1(1) 単独強化型	10,349
農事組合法人 湯浦牧場	2(2) 連携強化型	1,175
跡ヶ瀬牧野組合	2(2) 連携強化型	2,114
農事組合法人 町古閑肉用牛生産組合	2(2) 単独強化型	937
農事組合法人 馬場豆礼肉用牛生産組合	2(2) 単独強化型	530
農事組合法人 一区牧野組合	2(2) 単独強化型	503
農事組合法人 山田東部牧場	2(2) 単独強化型	499
山田中部牧野組合	2(2) 単独強化型	664
山田西部牧野組合	2(2) 単独強化型	514
西湯浦牧野組合	2(2) 単独強化型	1,008
狩尾牧野組合	2(2) 単独強化型	1,661
湯田牧野組合	2(2) 単独強化型	732
間瀬野牧野組合	2(2) 単独強化型	910
上田尻牧野組合	2(2) 単独強化型	1,720
平川牧野組合	2(2) 単独強化型	645
南阿蘇畜産農業協同組合	2(2) 単独強化型	13,952
熊本県経済農業協同組合連合会	5 堆きゅう肥広域流通促進モデル施設整備	1,930
鏡農業協同組合	5 堆きゅう肥広域流通促進モデル施設整備	12,410

団 体 名	事 業 名	確定額(千円)
熊本県馬主会	6(3)他 育成馬等の予防接種対策	1,000
熊本県養蜂組合	(1) みつ源増殖	1,636
合計 27団体	32事業	95,407
(大分県)		
社団法人 大分県畜産会	(1) 畜産経営技術指導等推進	23,071
	(2) 畜産技術等の普及奨励	1,546
	(2)他 畜産フェア普及特別対策	4,500
青柳牧野組合	2(2) 連携強化型	1,895
前山牧野組合	2(2) 連携強化型	534
農事組合法人 中村牧野組合	2(2) 連携強化型	1,540
大分みどり農業協同組合	2(2) 単独強化型	5,910
大分玖珠町農業協同組合	2(2) 単独強化型	564
九重町農業協同組合	2(2) 単独強化型	563
九重町飯田農業協同組合	2(2) 単独強化型	284
社団法人 大分県畜産振興公社	2(2) 単独強化型	2,210
大分県馬主会	6(3)他 育成馬等の予防接種対策	650
大分県養蜂組合	(1) みつ源増殖	39
合計 11団体	13事業	43,306
(宮崎県)		
社団法人 宮崎県畜産会	(1) 畜産経営技術指導等推進	24,736
都城農業協同組合	(3) 農用種雌馬の導入	1,071
	(4) 種雄馬管理	457
	(4) 子馬生産奨励	1,584
えびの市農業協同組合	(4) 子馬生産奨励	227
こばやし農業協同組合	(4) 種雄馬管理	320
	(4) 子馬生産奨励	960
宮崎県畜産振興協議会	(2) 畜産技術等の普及奨励	819
川南牧野管理組合	1(1) 単独強化型	262
社団法人 北川町畜産公社	2(2) 単独強化型	375
合計 7団体	10事業	30,811
(鹿児島県)		
社団法人 鹿児島県畜産会	(1) 畜産経営技術指導等推進	29,492
あいら農業協同組合	(4) 子馬生産奨励	168

団 体 名	事 業 名	確定額 (千円)
伊佐農業協同組合	(4) 子馬生産奨励	72
鹿児島県経済農業協同組合連合会	(2) 畜産技術等の普及奨励	962
鹿児島県酪農業協同組合連合会	(2) 畜産技術等の普及奨励	165
三島村肉用牛生産組合	6(3)他 肉用牛放牧衛生対策	3,944
十島村畜産組合	6(3)他 肉用牛放牧衛生対策	8,113
鹿児島県養蜂協会	(1) みつ源増殖	1,397
合計 8 団体	8 事業	44,313
(沖縄県)		
社団法人 沖縄県畜産会	(1) 畜産経営技術指導等推進	25,250
宮古郡農業協同組合	(4) 子馬生産奨励	24
八重山郡農業協同組合	(4) 種雄馬管理	160
	(4) 子馬生産奨励	552
沖縄県畜産共進会協議会	(2) 畜産技術等の普及奨励	316
社団法人 沖縄県肉用牛生産供給公社	2(2) 単独強化型	3,763
合計 5 団体	6 事業	30,065
地域計 351 団体	地域計 450 事業	1,969,101
総合計 372 団体	496 事業	3,065,101

3.できごと

平成14年2月

2月 8日

NAR グランプリ2001表彰式(目黒雅叙園)

2月18日

第79期騎手候補生入所試験委員会

2月28日

平成13年度第2回評議員会(貿易センタービル)